

先祖供養のため壺購入

消費者トラブルを 斬る

»11



熱田雅夫
弁護士

高額商品勧める靈感商法

扱われます。

還してもらうことが可能

信教の自由が認められ

です。

ている日本では、勧誘方

です。

法が社会的に見て問題

です。

なければ、その勧誘行為

です。

に当たる場合もあり、こ

と

しまったのですが、お金

です。

は正当な宗教的活動の

です。

範囲内にあるといえま

す。

す。しかし、勧誘の目的

です。

がもっぱら特定団体に

です。

が相手をだましたといえ

ます。

不正当な利益をもたらす

ます。

ことにある場合や、相手

ます。

に相手をだましたといえ

ます。

する場合は詐欺に当たり、

ます。

同様に契約の取り消しが

ます。

可能です。

ます。

このように、相手が抱

ます。

えている悩みや不安を先

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。

でいる。のままほって

ます。

かれ「先祖の靈が苦しん

ます。

でいる。このままほって

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。

でいる。このままほって

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。

でいる。このままほって

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。

でいる。このままほって

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。

おこで、あなたは大病を

ます。



島根県弁護士会 ☎0852・21・3225
(対応時間は平日9—12時、13—17時)